という。)の請求期限が令和4年1月であったが、令和9年3月31日まで請求期限を延長する法改正が2021年2月に閣議決定されている。

以上、最新の状況についてお伝えしたが、詳細については神奈川県のホームページで 確認をお願いしたい。

2.治療と仕事の両立支援の動向

厚生労働省編の「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に肝疾患に関する留意事項が掲載されている。さらに企業・医療機関連携マニュアルの中に両立支援により治療が継続できた具体的事例が3例紹介されており、いずれも厚生労働省のホームページからダウンロード可能である。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html

3.コロナ禍の肝炎治療

新型コロナウイルス感染症対策のため外出自粛要請が続いているが、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに受給者証等の有効期間が満了する対象患者を対象に、その有効期間を1年間延長する措置が取られている。さらに、肝疾患で治療中の患者さんに対する新型コロナウイルス感染症への注意に関する説明が下記ホームページにあり、参考にして治療を続けて頂けたらと考えます。

日本肝臓学会:http://www.jsh.or.jp/news/archives/250

「新型コロナウイルス感染症と自己免疫性の肝臓病」、「自己免疫性の肝臓病と新型コロナウイルス感染症・ワクチン」については以下を参照

http://www.hepatobiliary.jp/modules/informationlist/index.php

《著者紹介》



古屋 博行(ふるや ひろゆき) 東海大学医学部基盤診療学系 衛生学公衆衛生学准教授 東京都出身 社会医学系専門医・指導医 日本公衆衛生学会認定専門家 日本衛生学会認定衛生学エキスパート

